大阪府における流入車対策のあり方について(1)

府域の大気環境の状況

二酸化窒素(NO₂)

年平均値の推移は、平成 17 年度では自動車排出ガス測定局で 0.031ppm、一般環境大気測定局で 0.022ppm であり、 改善傾向が見られる。

環境基準の達成状況は、平成 17 年度では全有効測定局 108 局のうち、自動車排出ガス測定局 3 局 (大阪市域)で 非達成であった。

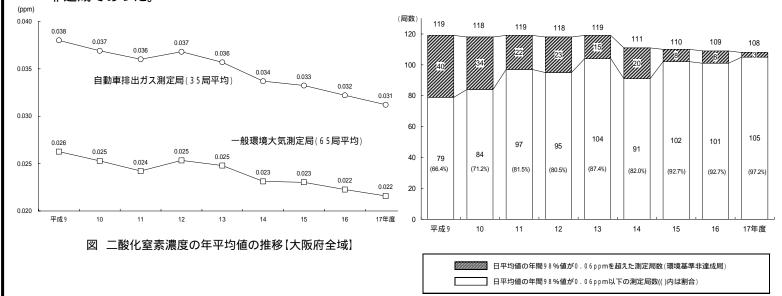


図 二酸化窒素の環境基準達成状況の推移【全測定局、大阪府全域】

浮遊粒子状物質(SPM)

年平均値の推移は、平成 17 年度では自動車排出ガス測定局で 0.033mg/m³、一般環境大気測定局で 0.029 mg/m³であり、改善傾向が見られる。

環境基準の達成状況は、平成 17 年度では全有効測定局 105 局のうち、一般環境大気測定局 1 局 (大阪市域)及び自動車排出ガス測定局 1 局 (大阪市域)で非達成であった。

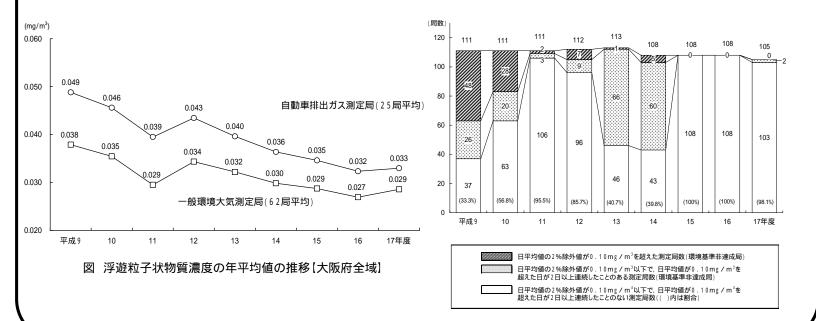


図 浮遊粒子状物質の環境基準達成状況【全測定局、大阪府全域】

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車NOx・PM法)

自動車交通が集中し、大気汚染防止法等の既存の対策のみでは環境基準の確保が困難な地域を対象とした特別な規制を行うため制定。(自動車NOx法を平成13年6月改正)

自動車NOx・PM法の対策地域

- ・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府及び兵庫県の 276 市町村を指定(平成 13 年 12 月施行)。
- ・大阪府は、37 市町が指定され、6 町村(能 勢町、豊能町、岬町、太子町、河南町、 千早赤阪村)が対策地域外。(右図参照)



図 府域の対策地域(網掛け部分)

自動車NOx・PM法による車種規制

法の対策地域内において登録されている 自動車(トラック・バス、ディーゼル乗 用車など)に対する規制(平成 14 年 10 月施行)

NOx、PMの排出基準に適合しない車は、一定の猶予期間を過ぎると、対策地域内において車検証の交付が受けられない。(車検制度により担保)

車種別の猶予期間(初度登録からの年数)

| 車種 | 猶予期間(原則) |
|----------|----------|
| ディーゼル乗用車 | 9年 |
| 普通トラック | 9年 |
| 小型トラック | 8年 |
| 大型バス | 12年 |
| マイクロバス | 10年 |
| 特種自動車 | 10年 |
| | |

「大阪府自動車NOx・PM総量削減計画」(平成 15 年 7 月策定)

自動車 NO x・PM 法に基づき、公害対策会議の議を経て環境大臣の同意を得、策定。「総量削減基本方針」(平成 14 年 4 月閣議決定)を踏まえ、平成 22 年度までの目標及び目標達成のための方途を定めた。

<u>目標</u>: **平成 22 年度までに、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準を達成すること** そのために削減すべき窒素酸化物及び粒子状物質の排出量の目標を設定

平成 17 年度の中間評価 (平成 18 年 1 月、府とりまとめ):

- ・計画は着実に進捗。大気環境は改善傾向。目標は達成する見込み。
- ・目標の早期達成のためには、「流入車への対応」、「事業者指導の充実」等が今後の課題

大阪府における流入車対策のあり方について(2)

境基準を早期

か

つ

確

実

達

成

す

る

た

め

流

車

対

策

の

早

急

な

取

4

が

要

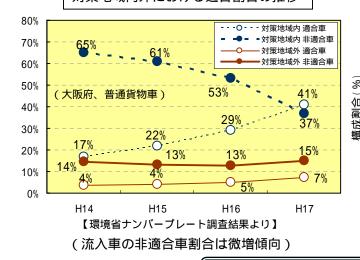
府総量削減計画の目標と大気環境の状況

目標:「H22 年度までに二酸化窒素(NO₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準を達成すること」 大気環境は改善傾向にあり、目標は達成見込みであるが、今後「流入車対策」が課題(H17年度中間報告) 国の試算でも H22 年度大阪府は全局達成と推計 (H18 年 10 月中環審小委員会)

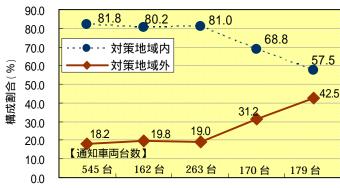
(H17年度環境基準非達成局 NO₃:自排局3局(大阪市域)SPM:一般局1局、自排局1局(大阪市域))

背景

対策地域内外における適合割合の推移



黒煙を排出する流入車の割合

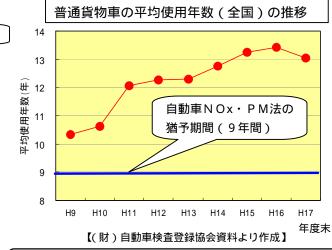


H14.6~ H15 H16 H17 【大阪府黒煙モニター調査結果より】 H18.4 ~ 12

(黒煙を出す車が流入車である割合は増加傾向)

流入車による排ガス負荷の割合が増大傾向

近畿府県別保有台数(営業用貨物車)の増減状況 90,000 車種規制施行:H14.10~ 80.000 70.000 € 60,000 € 50,000 <u>1</u> 40,000 谜 30,000 20,000 10,000 H9 H10 H11 H12 H13 H14 H15 H16 H17 【(財)自動車検査登録協会資料より作成】



周辺地域で営業用貨物車の保有台数が増加傾向

対策地域内外で使用年数の格差が拡大傾向

流入車問題に係る実態調査

対策地域外における実態調査

対策地域外の6町村:能勢町、豊能町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

- ・大気環境、自動車交通の実態から、法の対策地域とする必要性は認められず(ただし、6町村では普通貨物車の保有台数は増加傾向) 流入車による影響把握
- ・府域全走行車の約2%(普通貨物車では約15%)が、対策地域外から流入する非適合車

荷主事業者へのアンケート等 調查対象事業所数:2,416 事業所、回答事業所数:1,146 事業所(回答率 47.4%)

- ・委託車両について「既に適合車・今後適合車」が24%、納入車両について「適合車の使用を要請」が19%
- ・自由記入意見 138 件のうち、約7割(101件)が適合車使用に前向きな回答

国に対する働きかけ

全国一律の流入車対策が効果的という趣旨から、国に対して早期実施の要望

8都府県共同要望

(H18年1月、9月、12月、H19年2月)

(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県)

・府要望

(H18年6月、11月)

・中環審(小委員会)で府の意見開陳 (H18年7月)

国(環境省)における検討

- ・中環審大気環境部会「自動車排出ガス総合対策小委員会」で延べ 15 回審議
- ・中央環境審議会会長から環境大臣に意見具申(H19年2月23日)
- ・今国会に自動車 NO x ・PM 法一部改正法案を提出

意見具申の概要

- ・公平性の面も含め、地方公共団体の独自の取組みに加え、自動車NOx・PM) 法においても、流入車に対し一定の対策が必要
- ・事業者、荷主、行政等幅広い主体の取組みの枠組みを検討すべき。
- ・対策地域外から内に輸送を行う輸送事業者や対策地域外から内に運送事業 者に輸送させる者は、排出量抑制のために必要な取組みを行うべき。

例えば、対策地域内における非適合車使用抑制のため運送事業者と荷主 や施設管理者等との連携を促す枠組みが考えられる。

- ・関係者による自主的な取組みを積極的に推進していくとともに、そうした 取組状況を行政としてもフォローしていくべき。
- ・対策の実効性担保・適合車使用促進のため、ステッカー制度等を構築すべき。

自動車 NO x・PM 法の一部改正法案の概要

- 1. 局地汚染対策 (粒子状物質についても同様に規定)
 - (1) 窒素酸化物重点対策地区の新設
 - (2) 建物の新設に係る届出
- 2.流入車対策
 - (1) 自動車を使用する事業者に係る流入車対策
- (2) 事業者の努力義務

府としての取組方針

総量削減計画の目標である環境基準の達成を「より早期かつ確実に」図る ため、国の検討内容を見ながら、荷主・運送事業者・行政等の幅広い層の 取組みをベースとする流入車対策について、府環境審議会に諮り、秋頃に は一定の方向性が出せるよう取り組んでいく。(H19.2月議会 知事答弁要旨)

自動車NOx・PM法の一部を改正する法律案の概要

環境省水·大気環境局

法律改正の必要性

現行法に基づ〈基本方針における目標

窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域において、平成22年度までに、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準をおおむね達成する。



大気汚染の現状と課題

大気環境は着実に改善しているものの、自動車交通量の多い一部の交差点等においては大気環境基準を達成していない局地的な汚染が継続。

また、そのような局地的な汚染については、現行法の車種規制の及ばない対策地域外からの流入車による影響が大きい。



大気環境基準の非達成地域において、できる限り早期に基準を達成し、 達成地域においては良好な環境を維持するため、一層の対策を講ずることが必要。

改正案の骨子

1. 局地汚染対策

(粒子状物質についても同様に規定)

(1)窒素酸化物重点対策地区の新設

都道府県知事は、窒素酸化物対策地域内で大気の汚染が特に著しく、対策を計画的に 実施する必要がある地区を、窒素酸化物重点対策地区に指定。

窒素酸化物重点対策計画を策定し、対策を重点的に実施。

<u>(2)建物の新設に係る届出</u>

窒素酸化物重点対策地区内に新たな交通需要を生じさせる建物を新設する者に対し、 排出量の抑制のための配慮事項等の届出を義務付け。

2. 流入車対策

(1)自動車を使用する事業者に係る流入車対策

対策地域周辺から重点対策地区内のうちの指定地区へ運行する自動車を使用する一定の事業者に、窒素酸化物等の排出の抑制に関する計画作成・提出や定期報告を義務付け。

(2)事業者の努力義務

対策地域周辺から対策地域内に運行する自動車を使用する事業者及び当該事業者に輸送を行わせる事業者に対し、窒素酸化物等の排出の抑制に係る努力を義務付け。